

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成24年度第5回（定例会）

署名人 金城真徳

委員長 城間勝

開催日時 平成24年6月7日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時30分

開催場所 那覇市教育委員会 第1会議室

出席委員 城間勝委員長、金城真徳委員、添石幸伸委員、喜久里美也子委員、城間幹子教育長

議事日程

報 告 教育長が臨時代理したことについて（教育研究所）

議案第5号 那覇市スポーツ推進審議会の委員の委嘱について（市民スポーツ課）

報 告 平成24年度那覇市一般会計補正予算（5月補正）の確定について（総務課）

（当日追加）議案第6号 那覇市就学指導委員会委員の委嘱について（学校教育課）

非公開（当日追加）報 告 教育長が臨時代理したことについて（学校教育課）

出席職員

【生涯学習部】新城和範部長、屋良朝秀副部長

（総務課）伊良皆宜俣課長、伊禮弘匡副参事、島袋久美子主査

（市民スポーツ課）外間章課長、内間実主幹、上原淳主査、伊禮道子主査

【学校教育部】喜瀬乗英部長、宮内勇人副部長

（学校教育課）小林貞浩課長、田場盛博指導主事、新城貴子指導主事

（教育研究所）田中浩三所長、比嘉真一郎指導主事

会議録作成 （総務課）仲間稔主査

- 城間委員長 ただいまから平成24年度第5回教育委員会会議定例会を開催いたします。  
本日の会議録署名は金城委員にお願いいたします。それでは報告「教育長が臨時代理したことについて」説明をお願いします。
- 喜瀬部長 報告理由説明
- 田中所長 資料説明
- 城間委員長 転勤に伴う解職、それに伴う3名の委嘱ということです。この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。
- 金城委員 発令年月日と解職日は同じ日ですが、特に問題はありませんか。
- 喜瀬部長 同日付けで行っていますが、特に問題はないということで行っていますが、改めて確認をしておきたいと思います。
- 城間委員長 他よろしいでしょうか。それでは報告「教育長が臨時代理したことについて」了承します。続きまして議案第5号「那覇市スポーツ推進審議会の委員の委嘱について」説明をお願いします。
- 新城部長 提案理由説明
- 外間課長 資料説明
- 新城部長 ただいま正委員と臨時委員ということでご紹介いたしました。添付資料で推進審議会条例があります。この条例の第2条に担当事務というのがあるんですが、今回、第2号で野球場、そういったところの体育施設についても審議会で審議しますよ、担任しますよということを規定してあります。そして第3条で10人以内の正委員で組織するというふうにあります。これは基本的にスポーツ振興のための審議をするという基本的なことの正委員という意味です。更に第2項の方で、臨時委員を置くことができるというふうになっていますが、今回の臨時委員というのはまさにこの体育施設の指定管理者という特化した形での審議をするために臨時委員を設けることとなります。したがって先ほどの説明のとおり、臨時委員というのはこの仕事を終えたら、その任期は終了ということです。以上です。
- 城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。
- 金城委員 スポーツ振興が大きな目的と思いますが、そういう中でセルラースタジアム、セルラーパークの利益を生む企画、運営、立案、そういったノウハウをもっている経済団体とか、そういった方々の数が少ないような気がします。いかがでしょうか。
- 外間課長 経済関係から2人が正委員に入っています。それと臨時にも経済団体から1人を入れてありますので、足りているという感じはあると思います。
- 城間委員長 正委員2人、それから臨時委員に1人が入っているので大丈夫ということですね。
- 金城委員 税理士の方もいるわけですね。
- 外間課長 これは応募団体の貸借対照表とか、そういった財務関係の書類等もありまして、そういった専門の方がそういった視点からの意見を入れたほうがいいのではないかと思います。
- 金城委員 これは数字的なことだから、やはりいろんなアクションを起こす立案というのは、

その方の範ちゅうではないような気がします。

外間課長 おっしゃるとおりで、実は、そういった立案、企画イベントがありますが、そういった観点は税理士とは別ですけれども、それは観光関係です。イベント等もあるということで、観光関係から2人を追加しています。

添石委員 私もセルラースタジアムをもっと活発に使用していくべきだろうということをいろんな組織を通して主張しているものですが、どうしてもいろんな制約、使用制限、イベント時間等に繋がると思うんですが、それは発展的な活用方法はどうかあるべきかということも含めて議論するのがこの審議会として捉えてよろしいでしょうか。

外間課長 市民の利用ということもあるんですけども、このセルラースタジアム、パークを使って地域の活性化等もその目的に入っておりますので、そういった意味では活性化のためにいい企画があればそれも対象になります。

金城委員 できるだけ市からの財政負担をなくすためには、ある程度自分たちで利益を生むようなシステムは考えられていますよね。

外間課長 市の財政状況からするとイベントとか、そういった収益をあげる方法もいいですが、ただ、それだけではなく、市民の利用ということもあるので、そういったバランスも考えながらということだと思います。

新城部長 今回の委員の委嘱については、特に臨時委員へ重きをおいて委嘱をすることになりますが、前回、市議会サイドからいろいろ注文がありました。つまり奥武山野球場というのは、もちろん野球場には違いないけれども、ある意味では経済効果を発揮できるように、起爆剤としての責務もあるだろうというふうなこともありまして、そういった中で、これは選定団体に、その機能を十分果たしていけるかという、そういった問いかけもあったわけです。そういった経過を辿った中で、今回、委員を専任するにあたって庁議でも承認してもらうことになっています。そこで一度諮ったんですが、やはり意見が出て、委員の専任のあり方について差し戻しをされた経過もあります。その後、更に検討した結果、その臨時委員ということになっています。お気づきのように学識経験者2人は大学の教員で、観光産業関係のプロだということです。そういった意味では応募してくる団体の企画立案について、そういった観点から判断しています。皆さんがこの企画をしてあげるのではなく、あくまでも応募してきた内容についてそれぞれの立場の専門的な観点から審査をするということになっています。そういった中で財務状況を含めての話ですが、市民スポーツはもちろんのこと、観光あるいは経済効果はどうであるかという、そういったことの観点から話をしています。そして女性の方も11名中4人入っていますので、そういったバランスも考えたうえでの組織となっています。従いまして、今後、また改めて庁議にも諮るんですが、その評価の方法、それを具体的に決めてまいります。例えば候補者として、これは来たる12月議会に提案することになりますけれども、その前に候補者として団体を専任するわけです。それをどのように評価するかという評価方法をどのようにすべきかということ、やはりこれも庁議で議論になりまして、企画財務部というところが引き取

って、指定管理者というのはそこだけではなく全庁的にいくつもありますから、そういった共通するような基準づくりをするということに取り組んでいます。評価の仕方そのものでもいろいろ結果が変わってくるだろうというようなことです。前回の経過もありますので、そういった意味では慎重に対応していきたいと思っています。

添石委員

例えば、スポーツとは関係のない、例えばコンベンションであったり、コンサートとか、那覇市でそういう何万人も集客できるスペースというのは、思い当たるのはセルラースタジアムしかないわけです。そういったことでいろんな制限はあると思いますが、そもそもセルラースタジアムの活用に関する制限、マニュアル、基準というのはどこでどのように決定されているのでしょうか。

新城部長

この野球場を活用するために指定管理者を選定するわけです。したがって応募してくる団体がどのような企画、立案をしてくるかということがまずあります。もちろん市民スポーツはそうですが、いまのような経済的な効果が果たせるかということも含めて提案してくると思います。ですから、それはどちらが優れているかということ判断するということになりますけれども、そのところは結局、応募団体がどのような計画を出してくるかです。今回、3年を経過した中で、やはりこれだけキャリアを積んできているということもありますので、更なる発展的な企画、立案が出てくだろうと期待しています。

城間委員長

スポーツの振興と経済的な面で、基本的な理念みたいなものを市長部局なりどこかの部で作って、それに見合うというか、それを基準にした計画を作ってきたかという条件みたいなものがありますか。

新城部長

これは応募する団体に示すことにはなりますが、どういった観点から計画を立ててくると、こちらが計画を立ててほしいというようなことが決めてあります。これは評価基準として策定してありますが、大きく分けて4つあります。更にそれぞれ細部があり、これについての評価の視点ということになります。例えばこれはセルラースタジアムの話ですが、管理運営の理念や姿勢について、利用者の平等な利用の確保、利用者に対するサービス向上、更には利用者の意見の聴取、反映、自主事業の展開について、利用促進の考え方や方法、管理運営としての縮減に対する考え方、施設の適切な維持および管理、収支計算書の妥当性、財務体制の健全性、公共的施設の管理実績、組織および人員配置計画、これらの項目を示します。その示した評価について応募団体がそれぞれ企画、立案してくるわけです。その優劣を競うということになります。その際、配点をそれぞれ重点的に配分しています。その中で審査をするということになります。

添石委員

いまの観点から言えば、利益を生み出すためにさまざまな方法を指定管理者は考えられると思いますが、いまの説明と資料の内容だと指定管理者次第だということを感じるんですが、その大前提として、それをどこまで利用していいかという、その基準というのはもっと高い所にあるかなと思うのですが、そうじゃないとそれを出さないと指定管理者が利益を生み出すかもしれないけれども、そういう使い方はだめですよと

いう、その基準の中でしか指定管理者も提案できないと思いますので、それはどこで決めているのですか。

新城部長 結局この施設をいかに活用するかというのは、当然のことながら根拠はあるわけですが、これは条例です。那覇市奥武山体育施設条例といいます。もちろん、これは議会で定めた条例ですけれども、その中で、設置第1条というのがあります。スポーツ、レクリエーション活動の普及および振興を図り、その他文化的な行事の利用に寄与するため、那覇市奥武山体育施設を設置する。これが大きな根拠になります。もちろん抽象的な表現ですが、その中で実際に運営していく中で今のような話が出てくるということですよ。

金城委員 文化的なものも入っているんですか。

新城部長 例えば、k-p-o-pもやりましたし、世界のウチナーンチュ大会、そういった大型イベントもやりました。特に、k-p-o-pの場合は、あくまでも野球場、しかも天然芝です。芝が損傷する可能性は当然ありましたが、そここのところをk-p-o-pの主催者側と市民スポーツ課でかなり詰めました。つまり、その後にキャンプが控えていましたし、そういった意味では細かなことを調整しながらあの規模でやったという経過があります。ですから、そういった実績を踏まえたうえで、やはり今年もk-p-o-pは興行したいということなので、更にそれを拡大してやるかどうか。そういったことも、やはり実際に使っていきながら知恵を出して更なる有効活用を図っていきたいと考えています。

城間委員長 それではよろしいでしょうか。議案第5号「那覇市スポーツ推進審議会の委員の委嘱について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 議案第5号については議決確定します。続きまして報告「平成24年度那覇市一般会計補正予算（5月補正）の確定について」説明をお願いします。

新城部長 報告理由説明

伊良皆課長 資料説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

金城委員 今回、これは一括交付金というのがあるために、この予算を教育委員会として企画、立案して本庁に出して、そこでいろいろ査定を受けて、こうしていま返事が返ってきているわけですが、これは、教育委員会の方で議論されて、そういうふうな要求を補正でお願いしたのが認められないとなると、そしてまた、これが認められたものについても来年もそういった交付金があると、そういう予定で要求もなさるんですか。

伊良皆課長 一括交付金というふうに知られていますが、沖縄振興特別推進交付金というのが正式名称であります。これにつきましてはご承知のとおり県の要求枠の中で3,000億円ぐらい多く予算が今年度付いています。その中で、市町村枠として約300億円一括交付金が割り当てられていて、那覇市の方は約52億円が一括交付金として交付される予定になっています。ただ、この事業を執行するにあたって交付金の交付要綱と

いうのがあります。この要綱に当てはまる形での事業を全部要求していくという形になります。各課の方でもいろいろ工夫をして沖縄の特殊らしさでありますとか、あるいは教育の振興に絡むもの、そういった要綱の趣旨に当てはまるものを各課要求していったという状況です。今回、52億円の中で、5月の臨時議会につきましては約35億円ほどを要求事項としてやっています。実はまだ残り17億円あります。今回、35億円のうち11億、約3分の1が教育委員会分になっているという状況です。この一括交付金ですが、今回、沖縄県に入る市町村分は約300億円ぐらいありますが、この交付金の制度自体は法律の中で整備されていますので、次年度以降も続きますけれども、ただ、これだけの大きな枠について、これが次年度以降も続くかどうかという部分につきましては、これは断言はできない状況になっています。本来ならば当初予算で計上すべきではありますが、これは交付要綱の中の事業、特殊性でありますとか、沖縄振興に関する、そういった事業を構築していくための時間が、やはりどうしても当初予算に間に合わなかったという中で、6月定例議会の中でも、こういった予算要求というのは通常ありえないような状況ですけれども、それよりも更に前の月の5月臨時議会の中で、こういったものを議決して、その1年間の中で執行しなければいけないという部分がありますので、そういう意味で5月臨時議会も開催されているということです。ただし、このように1年間で執行しなければいけないですが、この事業につきましても議決はされていますが、国の方へ交付申請をして、その交付決定を受けないと、実は事業着手はできない、そういう縛りもあります。以上です。

金城委員 今回の特別交付金のおかげで予算が無くできなかった新しい事業ができるし、それから設備の充実とか、それから雇用面の拡大とか、そういったことに繋がっていくことは確かですね。

喜久里委員 残念ながら査定額ゼロですが、51番の青少年育成課の「りっかアジアんかい」事業というのは、派遣先などをもう一度見直して、もう一度提出ということで考えているのですか。

伊禮副参事 こちらの事業は那覇青年会議所からの提案で、青少年育成課が予算要求したのですが、これは査定の段階で、那覇市と上海ということでの案でしたが、那覇市と特に関係のある福州市とか、あるいは沖縄県民の多い市など、そういった部分も考えた方がいいのではないかと。丸ごと委託ということでの想定でしたが、もっと関わるような形での企画、立案をしてほしいという、事業の趣旨としてはいいんですが、その執行の手法を再検討してもらいたいということでの意向があり、そういったことを見直しの中で、次の、先ほども話しがありました残り17億円の中で対応できるのではないかと考えています。

喜久里委員 活性化に必要なので期待しています。

金城委員 先日、教育長が行かれたものですか。

城間教育長 私が行きましたのは児童生徒の交流祭でした。学校同士の交流でしたが、教師の交流もぜひということで福州市の教育トップの方からオファーがありました。戻ってき

てこれには間に合わなかったんですが、「りっかアジアんかい」はいわゆる青年会議所のものですが、この中で、次回の要求の際には、教師の交流の部分も要れられるかなというイメージはもっているところです。

伊良皆課長 補足です。資料の3ページで、施設課関連の部分につきましては、老朽化対策という形で議会でもその対策について全会一致で早めにやってもらいたいというような状況がありました。今回の5月補正の中では、これは小学校、中学校ともにそうですけれども、学校施設の劣化調査です。それから剥離補修です。11番、学校施設劣化調査業務事業、コンクリートの劣化状況を調査して修繕方法を検討する。校舎等のコンクリートの劣化状況を調査して修繕方法をどのような形にもっていくかという内容の事業です。それから12番の剥離補修業務です。柱や梁等の断面欠損分の修繕を含めた校舎等の剥離補修を行う経費です。それから13番の耐力度調査事業です。これは老朽化校舎の耐震化を図るための耐力度調査を実施する経費です。それから14番の施設老朽化抑制事業という形で、耐久性の向上を図るための壁面の全面塗装でありますとか、そういったものが小学校と中学校の中で、今回の5月臨時議会の中で経費として認められています。

添石委員 いまの説明に対しての質問ですが、予てから老朽化による改善要求がたくさんある中で、予算の関係でなかなか手をつけられなかったところを今回、一括交付金を活用して予算を付けることができたということだと思いますが、これは要望のあるすべてが満たされたのか。それともすでに要望のある中で、例えば何割ぐらいが今回の予算で対応できているのかということをお教えください。

伊良皆課長 主管課の方から要求された分につきましては、事務的な経費の部分を除けば委託料、それから工事費関係につきましては満額要求されています。特に、緊急性の高いものにつきましては、しっかりと査定されているというところです。

添石委員 私の質問の仕方が悪かったと思いますが、学校側から、例えば50校から要求されたうち、50校すべて今回は対応できているのか。もしくはすでにある50校のリストの中で、いままで3年間かけてやろうとしていた50校を、今回は半分までこれのできるのかとか、もし、その辺が数字上でわかればお願いします。

新城部長 いま紹介した6つの事業、小中学校ともに同じ内容になっていますが、これは市民団体からの指摘もありました。これは学校の子供達達の安全、安心の場がこういった状況だということが、それを受けてということでもありませんが、議会でも全会一致での議決となっています。そういった中で要求はしているんですが、その内容については、例えば劣化調査だとか、あるいは耐力度調査というのがありますので、これもすべての学校を対象にして調査をすることになっています。その調査の結果、どういう手当てをすべきかというのが出てくるわけです。これは今後、優先順位をつけながらやっていくこととなります。それとこの事業と、それから元々の補助事業があり、建て替えがあります。いま教育委員会としては、学校の老朽化対策については、1つは建て替えという事業と、やはり建て替え以外のものについての日常の管理としての

補修、この2つがあるわけです。ところが、この場合は予算の関係もあって不十分なところがある、というような状況になっていますが、そこを強化したいと。そういった意味では両輪でもって進めていって、これについては先ほど申し上げましたように調査を入れるということもありますので、その結果どういった手当てをするか、本格的な予算をどうするかということになってきます。次年度以降、この一括交付金が継続するかどうかということはまだ流動的なところはありますが、一般財源を使ってでもやらなければいけないところは当然出てきます。そのところは今後の課題です。

城間委員長　それとは関係なく建て替えのスピードが速くなるということではないということですか。

新城部長　一部の学校は計画そのものを1年前倒しをしてやるということも提案しています。

城間委員長　少しは早くなるわけですか。

新城部長　そうです。ただし、その予算は付くものの執行する人がいないということがあります。つまり、これは技術職が中心になって進めていきますが、例えば空調設備があります。5校5校ということで、今回予算を付けてありますが、お金はまだあるのになぜつけないのか。ところが人がいないわけです。それを執行するマンパワー、職員がいないということがあって、これは臨時職員をいま予定していますけれども、現実問題として技術職がいないです。ですから、お金を付けたにしてもそれを執行できる体制が整っていないということが課題になっています。

金城委員　年度内に執行しないと流れるものですか。

新城部長　これは繰り越しということができると思いますから、執行できない理由があれば繰り越しをして来年執行するということになります。

喜久里委員　職員というのは那覇市の職員ですか。委託先が足りないということですか。

新城部長　本来であれば那覇市の正規の職員です。例えば教育委員会の施設課というところがあって技術職がありますが、そこだけでは足りない。これは市全体の大きな課題という位置付けをして、例えば市長部局の技術職に手伝いができないかということもあるんですが、ちょっと厳しいです。そうしますとおのずと臨時職員ということになるんですが、一時的に臨時職員として雇ってやるのが考えられます。そういった方法もあります。それから委託という手も有り得るだろうと。これも模索しているところですが、委託してしまっただけで、そうなりますと既存の企業にお願いすることになると思われませんが、それが可能かどうかということになります。

喜久里委員　本来は馴染まないのですか。

新城部長　本来でしたら正規職員、更には臨時職員でもそこに張り付いた形でやる方が望ましいとは思いますが。

城間委員長　他よろしいでしょうか。それでは報告は了承します。それでは本日追加されました議案第6号「那覇市就学指導委員会委員の委嘱について」説明をお願いします。

宮内副部長　提案理由説明

小林課長　資料説明



- 城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。
- 金城委員 これは各学校から挙がってきた子ども達の状態を議論して、これは特別支援学級、これは普通学級というふうに仕分けする委員の先生方ということですか。
- 小林課長 いま金城委員の方からご質問がありましたとおり、就学指導委員会の方に、ちなみに昨年度は1年間に439名の申請があり、この20名の委員の皆さんに諮って、厳重に協議をして決定していくということになります。
- 金城委員 こんなに多いんですか。
- 小林課長 はい、ちなみに昨年度は439名で、平成22年度、一昨年は448名、その前の年は363名ということですので、除々に増えてきているというような状況です。
- 金城委員 これは中学校も含めてですか。
- 小林課長 そうです。新入園児、それから小中学校、まず一次、二次の申請の方は幼稚園、小学校、中学校が対象ですが、昨年度の総数としては361名です。三次の申請の方は新入園児が対象になりますが、こちらの方が78名という内訳になっています。
- 金城委員 途中から通常学級へ戻るといったこともあるのですか。また通常学級から特別支援へ行くということもあるのですか。
- 新城指導主事 昨年度の判定がすべてこのような判定というわけではありません。挙がってきたお子さんの中でも、通常学級判定のお子さんは33名いました。特別支援学級判定のお子さんは228名、そして特別支援学校判定のお子さんは49名です。これはすべてこちらの判定に基づいて学校が決まっていくわけではなく、最終的には保護者の意見書で決定されていきます。年度途中では基本的に変更できないことになっています。
- 添石委員 私も過去の数字の伸びを聞いて非常にびっくりしましたが、これは同じ判断基準の中で、例えば保護者からの要求が多くて増えてきたとか、実際にそういう対象の子が年々増えつつあるのか。そういった判断基準そのものが受けやすくなっているの制度の問題なのか。そこがどうなのかという気がしますが、本当にその数が増えているのか。もしくは保護者の要求が多くて、もしくは判断基準そのものが緩やかになっているので数字が増えているのか。どちらに要因があるのかということをお聞きします。
- 小林課長 だんだんと特別支援への認識といいましょうか、そういう部分もしっかり広まってきて増えてきているというふうなところもあるかと思えます。ただ、いまお話しましたように就学指導委員会へかかってくる人数もだいぶ多くなってきているものですから、いま臨床心理士を学校教育課の中にも2名いるわけですけれども、いま就学指導委員会へ挙げていただく段階で臨床心理士の方で面談をして、それで済むような場合にはそういうような形で、保護者の方と学校の方でしっかりと相談しながら挙げていただくというような形を今年度はとっていかうというふうに考えています。
- 城間教育長 おそらく特別支援の教育に関する保護者の信頼度というか、それが上がったのもひとつだろうと私は思っています。というのも、先生方の方で「就学指導委員会にかけてください」ということはできないです。保護者が認めないと挙げることができないです。やはり「この子はどうなんだろうか」という不安もあり、いま臨床心理士の皆

さんへ事前に相談をして就学指導委員会へかけた方がいいのか、どうなのかというような辺りで不安を取り除く手当てをさせてもらって、そうした中でまた増えてきているというのは、おそらく今まで気づかなかった私達の子も達を見る目、気づかなかった部分が、「いや、これは特別な支援をすると伸びる子なんだよ」と。「いや、ここではなく、ここにいった方がその子にとっていいんだよ」というようなことで理解を広めたゆえに上がってきた。だからどんどん上がってくるのかというと、私の個人的な考え方では、ある程度の落ち着きは見せてくれるのではないかというふうには思っています。これまでは手当てがされなかったということですごく必要じゃないかというふうに見ています。専門的な判断の部分は見えないと思うんですが。

添石委員

なかなか明確な答えというのは出しにくいと思いますが、やはり、それは先ほど言ったように単なる数字の統計だけでは見えない。いまの要因というものを分析をしつかりしていかないと、もし、いまおっしゃるように本当に子ども達のために数字がいい意味で伸びているのであれば、やはりその受け入れ体制というのをもっと充実させないといけなんでしょうし、違うところに数の伸びる要因があるのでしたら、いろんな形で支援体制というのにも必要なかと思っています。もし、その分析を聞ける機会がありましたら、ぜひお願いします。

新城指導主事

数が増えていった理由の1つは、特殊教育から特別支援教育への移行も大きな影響を及ぼしているのではないかと思います。平成19年度から特別支援教育ということで、以前は障害を持った子ども達に特別な場所で特別な教育をするということで特殊教育ということでしたが、少し枠が広がり、通常学級にいる子ども達にも目が向けられるようになりました。特別な場所でもなく、どこでもその子のニーズにあった教育をするということで、保護者も就学指導に対する理解が非常に深まったということもあると思います。先ほど課長からの話にもありましたが、臨床心理士、特別支援教育相談員が配置されたおかげで、昨年度の相談件数は365件に上っています。臨床心理士が2名配置されない前は、どこで検査をしているのかわからないということで、とりあえずこの子が気になるから就学指導委員会へ挙げてみようということで、それで検査をしていました。しかし、いまは就学指導委員会へ挙げる前の段階で臨床心理士が検査等を行って、もし、その臨床心理士の配置がなければ就学指導委員会へ更に数が増えていたと思われま

城間委員長

他よろしいでしょうか。それでは議案第6号「那覇市就学指導委員会委員の委嘱について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員

異議なし

城間委員長

議案第6号については議決確定します。続きまして報告「教育長が臨時代理したことについて」に関しては、人事に関する議案のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項」を適用し、非公開とすることが適当であると思われま

全 員

異議なし

城間委員長 議決により非公開としますので、関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

城間委員長 非公開を解きます。報告「教育長が臨時代理したことについて」については了承します。以上をもちまして、平成24年度第5回教育委員会会議定例会を終了します。